

# 岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」と称する。

### 第2条 目的

本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

### 第3条 事務局

本会は事務局を岐阜県立大垣東高等学校内に置く。

## 第2章 会員

### 第4条 会員資格

- 1 特別会員 母校旧・現職員及び特別の縁故のある者
- 2 正会員 岐阜県立大垣東高等学校を卒業した者
- 3 準会員 岐阜県立大垣東高等学校に在学した者

### 第5条 会員資格の変更

本会員で本会の体面を汚損する行為があった時は役員会の議決によって除名することがある。

### 第6条 会費

退会除名その他の事由の如何を問わず入会費は一切返還しない。

### 第7条 会員の個人情報

本会は、会員の個人情報に関して、プライバシーポリシー（個人情報保護基本方針）を別に定める。

## 第3章 役員

### 第8条 設置役員

- 1 本会に次の役員を置く。  
顧問 1名 ・ 会長 1名 ・ 副会長 若干名 ・ 事務局長 若干名 ・ 書記 若干名 ・ 会計 若干名 ・ 会計監査 若干名
- 2 必要に応じて、本会に置くことができる役員  
名誉会長 1名

### 第9条 役員を選定方法

- 1 顧問 岐阜県立大垣東高等学校長が就任する。
- 2 会長 役員会において正会員中より適任者を選出し総会の承認を得て就任する。
- 3 副会長 役員会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 4 名誉会長 複数回の会長歴任者及び会長として本会の発展に格別の寄与をした者の中から総会の承認を得て推薦する。
- 5 その他の役員 副会長と同様とする。ただし、会計のうち1名は、岐阜県立大垣東高等学校職員をあてることができる。

### 第10条 役員任期

全役員任期を1年とする。ただし留任を妨げない。

### 第11条 役員会務

- 1 各役員は次の通り会務を担当する。

会長	本会を代表し、会務を総理する。	副会長	会長を補佐し、会長支障のあるときはその代理をする。
事務局長	会長を助けて会務の企画運営にあたる。	書記	会務の記録にあたる。
会計	会務の会計を行う。	会計監査	会計を監査する。

- 2 役員を補佐するために事務局員を若干名置くことができる。事務局員は、大垣東高校職員の中から会長が委嘱する。

## 第4章 会議

### 第12条 会議の召集

役員会は会長がこれを召集する。

### 第13条 役員会

役員会は、会長・副会長・事務局長・書記・会計・会計監査をもって組織し、本会の事業及び重要事項の決定執行にあたる。

事務局員は役員会に参加できる。

## 第5章 総会

### 第14条 総会の開会

総会は年1回開くことができる。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

### 第15条 総会での付議事項

総会に付議すべき事項は次の通りである。

役員承認、予算及び決算承認、会則の変更、その他の重要事項

### 第16条 議事及び議決

議長は原則、会長が行う。総会における議決は、出席正会員の過半数をもって決する。

## 第6章 事業

### 第17条 実施事業

母校の発展に協力する事業を適宜行う。

平成17年11月14日改正

令和3年11月17日改正

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」（以下、「本会」という）は、会員の個人情報が、個人のプライバシーにかかわる重要な機密情報であることを認識し、その収集・利用・管理については、個人情報保護の理念を尊重し、以下の基準にそって厳正かつ適切に取り扱うことで機密保持に万全を尽くします。

## 1 個人情報の利用目的

本会は、会員の個人情報を、同窓会設立の趣旨にのっとり、同窓会の維持発展や会員の交流と親睦、及び母校発展への協力という目的のために利用します。

具体的な利用目的は、以下のとおりとする。

- ①本会が行う各種活動の報告や案内
- ②母校の活動や動向に関する報告や案内
- ③本会が企画する記念品等の配布
- ④各種寄付金の募集
- ⑤同窓会名簿の作成・発行

## 2 個人情報の内容

本会は、上記目的のため、以下の個人情報を収集します。

- ①氏名 ②卒業年 ③入学期 ④住所 ⑤電話番号 ⑥その他、本会の運営に必要な個人情報（電子メールアドレスなど）

## 3 個人情報の開示・提供等

- (1) 本会が収集した個人情報は、前項1の利用目的以外のために、利用あるいは第三者に提供されることはありません。
- (2) 会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正等及び利用の停止等を求める権利を有していることを重視し、これらの要求がある場合には、申し出た方が会員本人であることを確認の上、対応します。ただし、個人情報保護法その他の法令により、本会が開示、訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合は、この限りではありません。

## 4 個人情報の管理

本会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または再提供（「5 個人情報の第三者への提供」に記載する場合を除きます）などの無いように、適切な管理を実施します。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適切に取り扱っている委託先を選定し、契約書等を交わして機密保持義務を課し、必要かつ適切な監督を行います。

## 5 個人情報の第三者への提供（原則として第三者には提供いたしません）

- (1) 本会は、次に掲げる場合を除いて、会員本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
  - ①人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ②公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ④あらかじめ次の事項を告知あるいは公表し、かつ本会が個人情報保護委員会に届け出をしたとき
    - ア 利用目的に第三者への提供を含むこと
    - イ 第三者に提供されるデータの項目
    - ウ 第三者への提供の手段または方法

エ 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること

オ 本人の求めを受け付ける方法

(2) 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

① 本会が前項1の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた場合

## 6 お問い合わせ

本会の個人情報保護基本方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」 事務局

住所：〒503-0857 岐阜県大垣市美和町1784番地

TEL：0584-81-2331 FAX：0584-74-9697

## 7 個人情報保護基本方針の改定

本会では、日本国における法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。日本国における法令等の変更に合わせて、または個人情報の保護をより確かなものとするためなどの理由により、本会の裁量に基づき、個人情報保護基本方針を改定させていただくことがあります。なお、個人情報保護基本方針を改定する際には、変更後の個人情報保護基本方針をホームページ上に掲示して周知いたしますので、定期的にホームページ等で個人情報保護基本方針のご確認をお願いいたします。

## 8 制定日・改訂日

制定日：令和3年11月17日